

今、あらためて、 司法と裁判官の独立を考える

——司法の危機の時代から五〇年——

〈第五〇回司法制度研究会から〉



◆特集にあたって

二〇一九年十一月三日(土・祝)、東京・永田町の全国町村会館で、第五〇回司法制度研究会「今、あらためて、司法と裁判官の独立を考える——司法の危機の時代から五〇年」が一〇〇名近くの参加者を得て開催された。

今年の司法制度研究会(司研集会)は、第五〇回という節目の回であり、また、長沼訴訟に関する裁判干渉の「平賀書簡」事件、最高裁による裁判官への激しい青法協脱退工作などの「司法の危機」から五〇年目であることから、日民協だけでなく、青年法律家協会弁護士学者合同部会、自由法曹団、全司法労働組合の四団体共催とし、プレシンプオなど準備を重ね、当日は六名の方に報告を頂いた。本号はその特集である。

新井章氏(弁護士)「長沼事件から五〇年、いまわれわれは何をなすべきか」は、長沼訴訟は、アメリカの極東戦略下の違憲の再軍備政策とこれに対する国民の強い抵抗運動の中で必然的に起こった訴訟であり、当時の凄まじい裁判干渉や政治的圧力は、政府与党が「いかなる手段を用いても絶対に軍事防衛問題では違憲判決を出させまいとする不退転の決意」で行ったものであったとし、長沼一審の自衛隊違憲判決の後は、戦争政策に反対する多くの訴訟において司法は「壁」となり続けたこと、我々はいま、我が国の軍事防衛政策や司法問題を、改めて戦後史の中に位置づけて分析把握し、粘り強い闘いを展開する必要があることを強調した。

鷺野忠雄氏(弁護士)「司法の危機の時代——何があったのか」は、当時青法協事務局長であった立場から、平賀書簡事件の経緯、特に国会の裁判官訴追委員会の証言において平賀所長が、「世間のもの笑いになるようなおかしな裁判をされては困る」と裁判干渉の書簡を送ったことを正当化していたこと、青法協を脱会した裁判官は出世し、残った裁判官はほとんど左遷されたこと等を紹介し、司法の危機の真相は政治権力と最高裁の共

同歩調にあつたのだと述べた。

井戸謙一氏(元裁判官・弁護士)「司法の可能性と限界と——司法に役割を果たさせるために」は、一九七九年から二〇一一年まで裁判官だった経験から、任官当時はまだ二〇〇名以上の青法協会員裁判官がおり、裁判官懇話会や自主的な勉強会もあり、裁判官会議も機能していたが、退官時には裁判官の自主的活動が消滅し、部総括判事による新人教育システム、裁判官会議の惨憺たる形骸化、人事による裁判官統制の巧妙化など、最高裁を頂点とするヒエラルキーが完成していたこと、最高裁判決は劣化しているが、下級審判決は社会を動かす大きな意味を持つており、裁判官が同調圧力を跳ねのけてやりたい判決ができるような励ましを社会的に作っていくことが課題であると述べた。

島田広氏(弁護士)「岡口裁判官問題から考える裁判官の独立と市民的自由」は、岡口基一裁判官のツイッターを理由とする懲戒反対運動に取り組んだのは、原発差止訴訟、戦後補償訴訟などを担当し、司法の重大な責任放棄を目の当たりにして、裁判官の表現の自由の明白な侵害を放置できないと思つたからであること、国際的にも少数者を大事にすることが求められている中で、「誰一人取り残さない司法」をめざし司法を変える一大運動が必要であるとの思いを強調した。

白取祐司氏(神奈川大学教授・刑訴法)「刑訴法の視点から最近の最高裁を批判する」は、最近の最高裁、とりわけ第一小法廷の判例に、一審、二審の無罪判決や再審開始決定を覆すものが極めて多いこと、特に大崎事件は、差戻をせず自判し、心理鑑定と法医学鑑定を二重に否定し、少数意見も補足意見もない全員一致など「異常」と言えるものであつたことを紹介し、安倍内閣の最高裁判事任命プロセスが異常であることを指摘し、公

聴会など最高裁判事任命の可視化や、短期すぎる最高裁判事の任期の改革などが必要であることを述べた。

晴山一穂氏(専修大学名誉教授・行政法)「問われる最高裁の思考様式——行政法の観点から」は、公務員の争議行為や政治活動、外国人の公務就任権、国旗・国家関連訴訟に関する最高裁判例を見ると、少なくとも政治支配の根幹に関わる事件では、人権意識の著しい欠如、立法・行政に対する過剰な配慮は「司法の危機」の時代から一貫して変わっていないこと、内閣は時の権力にとって都合のよい人事を自由に行うことによつて最高裁を統制してきたのであり、安倍政権において日弁連の推薦リストに載っていない学識者や若手者を任命したことはその典型であることを述べた。

その後の質疑応答でも貴重な意見交換がなされており、ぜひ本文をお読みいただきたい。

第五〇回司研集会は、半世紀前の「司法の危機」を取り上げつつ、それを単に過去の話と見るのではなく、当時生まれた裁判官統制や司法行政のあり方が現在の「最高裁を頂点とするヒエラルキーの完成」に繋がっていることや、平和訴訟や公務員の基本的な人権に関わる訴訟においては当時歪められた最高裁判例がずっと続いていることなど、まさに「いま」に直結していることが多面的に論じられた。

そして、最高裁判事全員が安倍内閣に任命されている現在において、最高裁判決、とりわけ第一小法廷判決の劣化が共通に指摘され、最高裁判事の任命プロセスに公聴会を導入するなど改革の必要性も論者から共通に指摘された。

今後の司法政策を巡る運動にも繋がる重要な集会となり、法律家四団体で共催したことの意義も大きかったと思う。

(日民協事務局長 弁護士 米倉洋子)